

不登校等児童生徒通学支援実施要綱

令和8年4月22日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立洛風中学校、京都市立洛友中学校（昼間部）その他教育長が特に必要と認める京都市立学校への通学又は京都市教育相談総合センターふれあいの杜への通級（以下「通学等」という。）を行う児童又は生徒（要保護児童及び生徒ではない者であって京都市就学援助支給要綱第7条又は第8条により受給資格の認定を受けたものを除く。以下それぞれ「対象児童」又は「対象生徒」という。）の保護者（親権を行使する者、未成年後見人その他教育長が特に認める者のことをいう。以下同じ。）に生じる経済的負担の軽減を通して、対象児童又は対象生徒の通学等の促進、多様な学びの機会の確保等を図るため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合理的経路 児童又は生徒が、通学するために公共交通機関を利用する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路
 - (2) 1箇月当たりの通学費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額。ただし、合理的経路における適用期間を1月とする通学定期券の額を限度とする。
 - ア 通学定期券（合理的経路かつ適用期間等が合理的なものに限る。以下同じ。）を利用する場合 当該通学定期券の額を適用期間の月数で除した額
 - イ 通学定期券を利用しないことが合理的な場合において、その月の全てにおいて通学定期券以外の切符等を利用する場合 実際に要した額
 - ウ 通学定期券を利用する月のうち当該通学定期券の適用期間以外の日において切符等を利用する場合 当該通学定期券の額を当該通学定期券の適用期間の月数で除した額に切符等の利用に関し実際に要した額を合算した額
 - (3) 交通機関利用距離 合理的経路において、当該公共交通機関が定める営業距離
- (交付の対象)

第3条 この事業の対象者は、対象児童又は対象生徒が通学等のために公共交通機関を定期的に利用する場合であって、当該通学等に係る運賃を負担している保護者のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 準要保護児童及び生徒（要保護児童及び生徒以外で、京都市就学援助支給要綱第7条又は第8条により受給資格の認定を受けたもの。以下同じ。）の保護者

のうち、片道の通学距離が児童にあつては4 km未満、生徒にあつては6 km未満のもの

(2) 片道の通学距離が4 km以上の児童及び6 km以上の生徒（準要保護児童及び生徒を除く。）の保護者

(3) 通学上の安全確保、身体上の理由等のため校長の指導に従って公共交通機関を利用している児童及び生徒（前2号に該当するものを除く。）の保護者

(補助金の額)

第4条 本件補助は、学期その他学校の教育課程に応じた期間（以下「支給対象期間」という。）ごとに実施し、その補助額は、当該支給対象期間に係る各月の1箇月当たりの通学費を合算した額とする。この場合において、1箇月当たりの補助額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 1箇月当たりの通学費に相当する額

(2) 前条第1項第2号又は同条第3号に該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 対象児童の通学に係る費用を負担している場合 1箇月当たりの通学費から1,800円を控除した額（当該通学費が3,600円に満たない場合にあつては、当該通学費に2分の1を乗じた額）

イ アの規定にかかわらず、同一の世帯に属する2人以上の対象児童及び遠距離通学費補助事業実施要綱に規定する対象児童(以下「対象児童等」という。)の通学に係る費用を負担し、かつ、当該対象児童等の1箇月当たりの通学費を合算した額が1,800円を超えている場合（当該対象児童等に対象児童がない場合を除き、かつ、いずれの対象児童等においても当該補助が申請されている場合に限る。）当該合算額から1,800円を控除した額を当該対象児童等の人数で除して得た額

ウ 対象生徒の通学に係る費用を負担している場合 1箇月当たりの通学費から2,850円を控除した額（当該通学費が5,700円に満たない場合にあつては、当該通学費に2分の1を乗じた額）

エ アからウまでの規定にかかわらず、同一の世帯に属する2人以上の対象生徒等(対象生徒及び遠距離通学費補助事業実施要綱に規定する対象生徒並びに対象児童等をいう。以下同じ)の通学に係る費用を負担し、かつ、当該対象生徒等の1箇月当たりの通学費を合算した額が2,850円を超えている場合（当該対象生徒等に対象生徒がない場合を除き、かつ、当該対象生徒等のいずれにおいても当該補助の申請をした者に限る。）当該合算額から2,850円を控除した額を当該対象児童及び当該生徒の人数で除して得た額

(補助額の算定方法)

第5条 前条第1項の支給対象期間は、学校休業日中にあたっては、部活動その他学
校長が登校することを相当と認めた日のみを対象とする。

2 新たに本件補助の対象となった者に係る支給対象期間は、その事実の生じた日の
属する月から起算する。

3 本件補助の対象者において、対象児童又は対象生徒の転居、転出、転校等により
本件補助の対象でなくなった場合に係る支給対象期間は、当該事実の生じた日の属
する月までとする。

4 前条第1項の1箇月当たりの補助額が増加する事情が生じた場合は、当該事情が
生じた日の属する月から、前条第1項の1箇月当たりの補助額が減少する事情が生
じ場合は当該事情が生じた日の属する月の翌月（当該日が月の初日である場合はそ
の月）から、1箇月当たりの補助額を増加又は減少させるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、別に定める申請書によって、対象児童又は
対象生徒ごとに、当該対象児童又は対象生徒が在籍する小学校、中学校又は義務教
育学校の校長（以下「校長」という。）に、通学定期券の写しを添えて行わなければ
ならない。

2 校長は、前項の申請書の提出を受けた場合、教育委員会が定める期日までに、前
項により提出された申請書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(委任状)

第7条 校長は、あらかじめ保護者から補助金の請求・受領及び返納に関する権限の
委任を受けておかなければならない。

(領収)

第8条 校長は保護者に補助金を支給したときは、保護者に受給したことを確認させ、
領収書をとらなければならない。ただし、学校預り金システムのデータ伝送による
支給の場合はこの限りでない。

(定期券購入実績の報告)

第9条 保護者は、第6条第1項による申請の後に通学定期券を購入したときは、通
学定期券の写し等を提出することにより、校長に購入実績の確認を受けなければな
らない。

(異動報告)

第10条 この事業の対象者の受給要件に異動があった場合は、当該校長は、速やか
に教育委員会に報告し、指示を受けるものとする。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に

関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。